

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「技術的保護手段に関する中間まとめ」に関する意見書

2010年12月24日

日本弁護士連合会

文化庁長官官房著作権課が、平成22年12月14日付けで意見募集を実施した、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「技術的保護手段に関する中間まとめ」(以下「中間まとめ」という。)に関し、当連合会は以下のとおり、意見を述べる。

意見の趣旨

- 1 アクセスコントロールの回避機器の氾濫等によって近年コンテンツ産業に大きな被害が生じていると報告される現状において、著作権法の技術的保護手段に関する規定を適切に見直すことによって、この状況を是正するとした、中間まとめに基本的に賛成である。
- 2 また、この見直しにあたって、アクセスコントロール機能とコピーコントロール機能¹を併せた技術を社会的・実体的に評価し、著作権法の技術的保護手段²に該当するとすることについても、基本的に賛成である。
- 3 ただし、前項の見直しにあたっては、以下の点に留意されたい。
 - (1) 中間まとめ10頁最下段にも記載があるように、著作権法上の支分権の対象外となる行為を規制の対象としないこと。すなわち、著作権法の支分権の対象とならない、いわゆるアクセスコントロール機能のみを有する技術については、現行著作権法の体系を大きく変更する可能性があるため、今回の見直しに当たっては対象としないこと。
 - (2) 著作権法の技術的保護手段の見直しについては、アクセスコントロール機能とコピーコントロール機能を併せた技術を社会的・実体的に評価すると記載があるものの、どのような条文案にするのかという具体的な報告がないため、立法にあたっては「明確性の原則」に特に配慮すること。
 - (3) 著作権法の技術的保護手段の回避機器等の提供については、刑事罰の対象(著作権法120条の2第1号、2号)であるため、「技術的保護手段」

¹ 本意見書においては、中間まとめ1頁記載の用語の定義のとおり、「アクセスコントロール」とは「著作物等の視聴等といった支分権の対象外の行為を技術的に制限すること」、及び「コピーコントロール」とは「複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限すること」を意味するものとする。

² 本意見書においては、中間まとめ1頁記載の用語の定義のとおり、著作権等の支分権の対象となる行為を保護するかどうかに問らず著作物等の保護のために用いられている客観的な意味での技術を「保護技術」とし、著作権法上の対象となる保護技術を「技術的保護手段」として表現する。

及び「回避」の規定の見直しの際の条文化については、罪刑法定主義に反しないよう「明確性の原則」に特に配慮すること。

- (4) 他方、近年、技術に関する著作権法の条文は難解で理解困難な表現になりつつあるが、法律は一般市民が一読して理解できるものでなければならぬものであるから、改正条文はできるだけ平易な表現で規定すること。
- (5) 汎用的な装置及び特定の信号に反応しない、いわゆる「無反応機器」を技術的保護手段の回避対象としないという、現行法を維持すること。

意見の理由

以下、意見募集要項に従い、中間まとめのどの論点に対する意見であるかを特定して、意見の理由を述べることとする（なお、記載のない論点については、特に意見は述べない。）。

第1 「第2章 技術的保護手段の在り方について」について

1 「第1節 問題の所在」について（中間まとめ7頁）

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物等を取り巻く環境が急激に変化し、著作物の流通が拡大し利用者の利便が大きく広がったという正の面の存在とともに、違法複製されたコンテンツの流通も急激に拡大したという負の面があることは否定しがたい。このような著作物の違法複製・違法流通による利用を防ぐために、著作物等の保護技術は効果が大きく、これを著作権法上も適切に保護する必要があると言えよう。

2 「第2節 技術的保護手段の見直しに当たっての基本的考え方」について（同8頁ないし同15頁）

(1) 上記1のような現状においては、著作権者等の権利の実効性の確保という観点から、従来の「技術」面のみに着目する在り方を見直し、CSS等の「暗号型」技術やマジコン等を対象とするゲーム機・ゲームソフト用の保護技術について社会的な「機能」の観点から評価し、違法な複製等の著作権等侵害行為を技術的に防止又は抑止する「機能」を有している手段と評価される保護技術については、アクセスコントロール機能とコピーコントロール機能が一体化した技術として、新たに著作権法2条1項20号の技術的保護手段の対象とすることについて、基本的に賛成である。

著作権の代表的な支分権である複製権（著作権法21条）に基づく複製と評価するためには、「その著作物の内容及び形式を覚知させるに

足りるものを再製する」あるいは「本質的特徴を人が感得することができなければならない」等と言われている³。したがって，著作物の内容及び形式，あるいは本質的特徴を覚知し感得できないようにするための技術を，著作権者等権利者が当該著作物の複製物に施した場合において，無権利者が当該技術を除去あるいは改変等することによって，当該著作物の内容及び形式，あるいは本質的特徴を覚知し感得できるような複製物を作成する行為は，著作権法上の著作物の複製行為と評価することができよう。

例えば，CSSによって暗号をかけられたDVDをそのままコピーした場合，そのDVDを視聴しても複製されたDVDに格納された著作物の本質的特徴を人が感得することはできないのであるから，これは単に暗号化されたデータをコピーしただけであって，著作権法上の複製（21条）とは評価できない。しかし，CSSによる暗号を解除した後コピーされたDVDについては，そのコピーされたDVDに格納された著作物を人は視聴することができるのであるから，CSSによる暗号を解除した後のコピーは，著作権法上の複製と評価することができると考えよう。

同様に，本来，正規のゲーム機本体では作動しない非正規ゲームソフトを複製し，アップロード（自動公衆送信・送信可能化）したとしても，それは，著作物の複製，自動公衆送信・送信可能化としては不完全な行為と評価できるところ，マジコンのように，セキュリティ信号を附加することによって非正規ゲームソフトの起動を可能とする行為は，これによって，正規ゲームソフトの複製，自動公衆送信・送信可能化と同様の行為を行ったと評価でき，無権限者による非正規ゲームソフトの複製（21条），自動公衆送信・送信可能化（23条）を助長することになるから，著作権侵害の帮助行為であると評価することができると考えよう。

したがって，これらの技術は，アクセスコントロール機能とコピーコントロール機能を一体化することによって，著作権法の支分権侵害を防止又は抑止するものであると評価することができるものであるから，今回，著作権法の技術的保護手段の対象とすることは，基本的に賛成である。

（2）他方，コピーコントロール機能と一体化していない，単にアクセス

³ 最判昭和53年9月7日判時906号38頁（ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件），東京地判平成11年10月27日判時1701号157頁（雪月花事件）等。

コントロール機能のみを有するような保護技術をも著作権法 2 条 1 項 20 号の技術的保護手段の対象とすることは、現行著作権法上の支分権の対象ではない行為を制限することになり、著作権法体系全体に大きな影響を及ぼすことになる。このような著作権法体系全体に大きな影響を及ぼすような改正については、別途十分に議論を行う必要がある。

したがってアクセスコントロール機能のみを有する保護技術については、今回、著作権法 2 条 1 項 20 号の技術的保護手段の対象としないという中間まとめに賛成である。

第 2 「第 3 章 技術的保護手段の定義規定等の見直し」について（同 16 頁ないし 17 頁）

1 第 1, 2 で述べたとおり、従来のコピーコントロール機能だけでなく、アクセスコントロール機能とコピーコントロール機能を一体化した手段を、著作権法 2 条 1 項 20 号の技術的保護手段とするよう、規定を見直すことについては、基本的に賛成である。そのために、過去の保護技術を念頭に設けられた現行の同号の「手段」「方式」の規定及び同号の「方式」の規定を受ける現行著作権法 30 条 1 項 2 号の「回避」の規定について、見直しが必要であることは中間まとめ（16ないし17頁）が指摘するとおりである。

もっとも、中間まとめにおいては、具体的な条文案、あるいは条文の構成を示唆するような記載がない。コピーコントロール機能とアクセスコントロール機能を社会的・実体的に一体化して評価するものを技術的保護手段と定義することは、従来のコピーコントロール機能のみを対象とする規定に比べ、その表現が難しいのではないかと思われるが、著作権者等の権利の実効性を確保するためには、技術の変化に対応し得る規定とすることも要求されよう。今回の改正趣旨が反映されるような端的な規定が望まれる。

ただし、2 条 1 項 20 号の技術的保護手段の定義は、私的使用のための複製の除外事由となる 30 条 1 項 2 号及び刑事罰の対象となる 120 条の 2 第 1 号、2 号の規定の基になるものであるから、どのような手段が技術的保護手段となるのかが明確にわかるように規定すること（明確性の原則）が必須である。

2 他方、近年、技術に関する著作権法の条文は難解で理解困難な表現になりつつある。法律は一般市民が一読して理解できるものでなければな

らないものであるから，明確性の原則を維持しつつも，改正条文はできるだけ平易な表現で規定するように努力されたい。

第3 「第4章 技術的保護手段の見直しに伴う回避規制の在り方」について（同18頁ないし21頁）

- 1 「第2節 回避機器規制」及び「第3節 回避行為規制」⁴について
回避機器規制及び回避行為規制については，技術的保護手段の見直しをするものの，制度自体は引き続き現行の著作権法の整理を維持するという中間まとめに基本的に賛成である。なお，この点の見直しの際にも，上記第2，1及び2に述べたとおり，明確性の原則を維持すること，他方，できるだけ平易な表現で規定するように努力されたい。
- 2 また，現行著作権法の整理に引き続き，汎用的な装置及び無反応機器を規制の対象としないことについても賛成である。

以上

⁴ 本意見書では，中間まとめ18頁の用語の定義により，「回避機器規制」とは「回避を伴う利用を大量に可能にする回避装置及びプログラムの製造等の行為の規制」を指し，「回避行為規制」とは「実際に技術的保護手段を回避して著作物等を利用する行為の規制」を指す。